

新 先進医療特約

先進医療とは？

公的医療保険適用前の最新の診断・治療（医療技術）です。一般の保険診療レベル（医学水準）を超える最新の医療技術のうち、厚生労働大臣が定めるものです。

スミセイの「新先進医療特約」なら、
先進医療の技術料はもちろん、交通費などの諸費用までカバー！

ご請求は診断書に加え、
医療機関からの請求書
でもOK！*

先進医療の
技術料と同額 (①)

通算 **2000 万円**
先進医療給付金

交通費などの諸費用に
技術料の10% (②)

1回の療養につき **最高 50 万円**
先進医療保障充実給付金

*ご請求にあたっては請求書の他に診断書も必要となります。なお、先進医療による治療を受けられた場合に限りです。

① 先進医療の技術料は全額自己負担！

先進医療による療養を受けた場合、一般の保険診療（診察・検査・投薬・入院等）と共通する部分は公的医療保険から給付を受けられますが、
先進医療の技術料は全額自己負担となります。

〈先進医療の技術料例〉

重粒子線治療

平均費用

約 **313 万円**

高額な費用がかかる技術も・・・

2008年4月に先進医療制度が緩和され、医薬品医療機器等法上、未承認・適応外の技術も実施可能になりました。医薬品医療機器等法上未承認の技術には、費用が高額化しやすい試験段階の治療薬や高度な機器を用いたものが多く、
新たな高額技術が登場してきています。

② 先進医療を受けられる医療機関は限られています！

先進医療は厚生労働大臣が定める**施設基準に適合する病院または診療所**において行われるものに限られます。

先進医療を受けられる医療機関がご自宅の近くにあるとは限りません。
医療機関までの交通費や宿泊費の負担も考えておきたいですね。

先進医療として**重粒子線治療**を実施している
医療機関は**全国に6か所！** (2019年8月現在)



- 治療方法等によっては先進医療に該当しないときもあります。また、前立腺がんや小児がん等への粒子線治療（重粒子線治療・陽子線治療）は、公的医療保険の対象となります。
- 先進医療に該当するかは受療前に必ず主治医にご相談ください。

● 記載の平均費用は厚生労働省 2019年1月「第71回先進医療会議資料」に基づき当社にて試算。先進医療技術・医療機関は2019年8月現在の厚生労働省ホームページを一部引用。最新の情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。● 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。● 療養を受けた日において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。● お支払対象となる治療・入院・手術は、治療を直接の目的としたものに限りです。● 記載の内容は2019年10月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

● ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」「申込内容控（兼解約返戻金額表）」を必ずご覧ください。

あなたの未来を強くする

住友生命

[住友生命保険相互会社]
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
〈ホームページ〉<http://www.sumitomolife.co.jp>
住友生命
生命保険のお手続きやご契約に関するご照会
スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは・・・

19/10 改訂版

営情-19-0078 (A1900358)